

札幌医科大学シンボルマーク等の使用取扱要領

平成 23 年 3 月 24 日制定

平成 30 年 7 月 31 日改正

令和 6 年 8 月 20 日改正

(趣旨)

第 1 条 札幌医科大学シンボルマーク及び札幌医科大学コミュニケーションマーク（以下「シンボルマーク等」という。）の使用に係る取扱については、この要領に定めるところによる。

(形状等)

第 2 条 シンボルマーク等とは、以下に定めるものをいう。

- (1) シンボルマーク 「札幌医科大学シンボルマークの制定」（平成 19 年 4 月 1 日制定）に定めるものとし、その寸法及び彩色は任意のものとする。
- (2) コミュニケーションマーク 別途、北海道公立大学法人札幌医科大学（以下「本学」という。）が設定する札幌医科大学コミュニケーションマークガイドラインの定めるところによる。

(著作権)

第 3 条 シンボルマーク等の著作権及び使用権は、本学に帰属する。

(使用者)

第 4 条 シンボルマーク等は、本学のほか、次に掲げる者が使用することができる。

- (1) 本学の教職員及び学生
- (2) 本学の教職員及び学生で組織する団体等
- (3) その他学長が適当と認めた個人及び団体

(使用基準)

第 5 条 シンボルマーク等にあたっては使用目的が、以下の要件を満たしていることとする。

- (1) 本学の建学の精神や理念等について学内外の理解を深めるに資すること。
- (2) 本学のイメージの向上や存在のアピールに寄与すること。
- (3) 本学が行う教育、研究、診療、地域連携及び社会貢献活動等の推進に寄与すること。

(使用範囲)

第 6 条 シンボルマーク等は、次に掲げるものに使用することができる。この場合において、本学の名誉、品位、社会的信頼性の維持、向上を図るように努める。

- (1) 本学の行事や活動における看板等の表示物
- (2) 本学の学位記、賞状、各種証明書等の公式の文書
- (3) 本学が発行する刊行物、印刷物
- (4) 本学の公式ウェブサイト
- (5) 本学の教職員が使用する名刺
- (6) 本学公認の学生団体の活動（ユニフォームも含む。）
- (7) その他、学長が必要と認めたもの

(使用申請)

第 7 条 次の各号のいずれかに該当する場合、第 4 条各号に掲げるものは、「札幌医科大学シンボルマーク等使用許可申請書（別記第 1 号様式）」により学長に申請し、許可を得な

なければならない。

(1) 第4条第1号及び第2号に該当する者が、前条各号に掲げるもの以外にシンボルマーク等を使用する場合

(2) 第4条第3号に該当する者が、営利目的(各種グッズ等の販売)、又は非営利目的(各種グッズ等の無償配布等)で、シンボルマーク等の入った物品を企画制作する場合

(使用許可)

第8条 学長は、第6条により申請を受けたときは、内容を審査し、適当と認めた場合に、「札幌医科大学シンボルマーク等使用許可書(別記第2号様式)」を交付するものとする。ただし、使用目的等が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしないことができる。

(1) 本学の名誉が傷つけられるおそれがあると認められる場合

(2) 特定の政治、宗教又は思想等の活動に使用されるものと認められる場合

(3) 公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められる場合

(4) その他学長がシンボルマーク等の使用が不相当と認めた場合

2 学長は、シンボルマーク等の使用を許可するに当たり、使用期間等の条件を付すことができるものとする。

3 学長は、営利を目的とした使用者に対してはシンボルマーク等の使用に関する契約(以下「使用契約」という。)を締結するものとする。

4 前項の規定により使用契約を締結した使用者は、使用契約に定める使用料を納付しなければならない。

(使用者の遵守事項)

第9条 シンボルマーク等の使用者は、シンボルマーク等の品位及び尊厳の保持に努めるとともに、第5条の使用基準に沿った使用に努めなければならない。

(使用許可の取消)

第10条 学長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用許可の取消及び使用物件の回収・廃棄等の必要な措置を取ることができる。

(1) シンボルマーク等の形状を故意に変更して使用したとき

(2) 許可後において、第8条各号に掲げる事柄が生じたとき

(3) 使用申請の内容に虚偽のあることが判明したとき

(4) その他この要領の定める事項に違反したとき

(許可を受けずに使用したときの措置)

第11条 学長は、この要領に基づく基準によらずシンボルマーク等を使用しているもの又は使用しようとしているものに対し、その使用の停止を求め、使用物件の回収・廃棄等の措置を取ることができる。

(事務)

第12条 この要領で定めるシンボルマーク等の使用に関する事務は、事務局経営企画課において処理する。

(雑則)

第13条 この要領に定めるもののほか、シンボルマーク等の取扱に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 23 年 3 月 24 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 7 月 31 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 8 月 20 日から施行する。